

研究活動上の不正行為等の告発窓口について

本学における教育・研究又は管理運営上で研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為などで法令違反行為等が行われている、または行われようとしていることを知ったとき、どなたでも告発できる告発窓口を設置しています。

なお、告発は、書面、FAX、電子メール、電話または面談などの方法で受け付けております

■受付窓口

受付責任者：大学事務局 総務課長

所在地：〒940-2135 新潟県長岡市深沢町 2278 番地 8

TEL：0258-46-6666 FAX：0258-86-6637

E-mail：soumu@sutoku-u.ac.jp

■告発を受け付ける際の留意事項

- ・告発等を受け付ける際には、通報者の氏名及び連絡先、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様など、不正行為とする合理的理由について確認させていただきます。
- ・調査にあたって、告発者に協力をお願いする場合があります。
- ・告発者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう、関係者の秘密保持を徹底いたします。
- ・調査の結果、悪意（被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えること）に基づくものであることが判明した場合は、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることがあります。

※電話または面談での告発は、8時30分から17時まで（土・日曜日、祝日、年末年始休日、開学記念日（5月2日）等を除く。）をお願いいたします。